

令和8年度 大阪市職員（技能職員等）採用試験要綱

令和8年8月17日

大阪市役所

申込み受付期間	9月1日（火）午前9時から9月30日（水）午後5時まで 原則インターネット申込みです。
第1次試験日	令和8年11月8日（日）

1 試験区分、採用予定者数、職務内容、受験資格、採用担当所属、採用予定日

試験区分	採用予定者数	職務内容	受験資格	採用担当所属
1	若干名	食肉処理（主に牛や豚の生体を解体処理し、枝肉にする業務）における機械設備等の維持管理業務に従事します。	昭和62年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた方	中央卸売市場
2	4名程度	生活環境指導員として、動物の適正飼養の指導啓発などの動物愛護業務や衛生害虫の防除の啓発・指導などの環境衛生業務に従事します。（運転業務を含む）		健康局
3	53名程度	ごみの収集、まちの美化、不法投棄対策、ごみの分別の市民啓発に関する作業等に従事します。	・昭和62年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた方 ・試験区分4については、自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）第3条に定める自動車整備士の技能検定の1級、2級又は3級のいずれかの検定に合格した方及び普通自動車第一種運転免許（AT限定を除く。）を取得済かつ有効である方、又はこれらの検定・免許について合格・取得見込※の方	環境局
4	若干名	ごみ収集車両等の車検・点検・整備等に関する作業等に従事します。		

5	27 名程度	【道路部門】 工営所（臨港方面管理事務所含む）において、道路・河川施設の維持管理業務等（車両等の運転業務、Excel・Word 等による資料作成業務を含む）に従事します。 【公園部門】 公園事務所（臨港方面管理事務所含む）において、公園・緑地施設の維持管理業務等（車両等の運転業務、Excel・Word 等による資料作成業務を含む）に従事します。	・昭和 62 年 4 月 2 日から平成 21 年 4 月 1 日までに生まれた方 ・普通自動車第一種運転免許（MT・AT 不問）を取得済みかつ有効である方、または取得見込※の方	建設局
6	12 名程度	港湾施設の維持管理業務等に従事します。	昭和 62 年 4 月 2 日から平成 21 年 4 月 1 日までに生まれた方	大阪港湾局
7	10 名程度	学校において、給食調理業務等に従事します。		教育委員会事務局
8	10 名程度	学校において、給食調理業務等に従事します。	昭和 52 年 4 月 2 日から昭和 62 年 4 月 1 日に生まれた方	教育委員会事務局

※合格・取得見込とは令和 9 年 4 月 1 日時点で検定に合格している状態・免許交付が可能な状態を指します。

- 採用予定者数については、今後の事業計画等により変更することがあります。なお、「若干名」とは、1～3 名を予定しています。
- 上表の受験資格を満たす方がこの試験を受けることができます。ただし、地方公務員法第 16 条各号（7 ページ参照）に該当する方は受験できません。
- 最終合格者は、令和 9 年 4 月 1 日採用予定です。ただし、補欠合格者についてはこの限りではありません。
- 交代制勤務を要する職場に配属される場合もあります。
- 採用後の配置転換等により、採用時と異なる職場及び職務内容となることがあります。
- 試験区分 4 について、採用日（4 月 1 日）時点で、普通自動車第一種運転免許（A T 限定を除く。）を取得していない場合（有効な成績証明書を所持している場合は除く。）、または、自動車整備士の技能検定の一級、二級又は三級のいずれかの検定に合格していない場合は、採用を取り消します。
- 試験区分 5 について、採用日（4 月 1 日）時点で、普通自動車第一種運転免許（MT・AT 不問）を取得していない場合（有効な成績証明書を所持している場合は除く。）は、採用を取り消します。
- 試験区分 7・8 の業務へ従事するに当たっては、令和 8 年 12 月 25 日までに施行予定の「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」という。）」に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

また、特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がな

いことを求めることとしています。

このため、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認することとしていますが、詳細については、採用選考過程及び採用内定後に案内を予定しています。

なお、上記に対し虚偽の報告をするなど、「重要な経歴の詐称」が発覚した場合は、採用を取り消します。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は 8 ページを参照

2 試験日時・場所、試験方法、試験内容

試験	日時・場所	試験方法	試験内容
第1次試験	令和8年11月8日（日） 試験会場（大阪市内）は、 受験票に記載します。	適性試験（SPI3） ペーパーテスト方式 （約1時間10分）	能力検査のみ実施します。 言語的理解力、数的処理能力及び論理的 思考力などを問います。
		エントリーシート （45分間）	【試験区分3・4】 大阪市を志望した理由、ごみ収集の仕事 についてあなたが思うこと等について出 題します。
第2次試験	令和8年12月中・下旬 （試験区分3・4は 令和8年12月17日（木）、 18日（金）（予定）） （試験区分5は令和8年12 月11日（金）、13日 （日）、14日（月）（予 定）） 詳細は第1次試験合格者に 通知します。	口述試験	個別面接を行います。
		体力テスト	【試験区分3】 職務遂行に必要な体力について試験（握 力測定・長座体前屈・シャトルラン）を 行います。 【試験区分5】 職務遂行に必要な体力について試験（握 力測定・背筋力測定）を行います。

●エントリーシートについては、「試験区分3・4」は第1次試験において記入し、「試験区分1・2・5・6・7・8」は、第1次試験合格者に配付しますので、別途指定する日までに提出してください。

出題テーマは、各試験区分により異なります。

なお、エントリーシート（全試験区分）は、採点せず、第2次試験の口述試験の参考資料とします。

※ ○…各試験区分における実施項目

試験 区分	第1次試験		第2次試験	
	適性試験	エントリーシート	口述試験	体力テスト
1	○		○	
2	○		○	
3	○	○	○	○
4	○	○	○	
5	○		○	○
6	○		○	
7	○		○	
8	○		○	

3 合格者の決定

試 験	試験区分	決 定 方 法
第 1 次試験	全試験区分	第 1 次試験の結果を判定して決定します。
第 2 次試験	試験区分 2・6	第 1 次試験及び第 2 次試験の結果を総合的に判定して決定します。
	試験区分 1・3・4・ 5・7・8	第 2 次試験の結果を総合的に判定して決定します。

●試験方法により合格基準を定めており、その基準に満たない場合は、他にかかわらず不合格とします。

●試験方法のうち、棄権又は欠席したものが 1 つでもある場合は、不合格とします。

4 合格者の発表

試験区分	試験	発表日（予定）	発表方法
共通	第 1 次試験	令和 8 年 11 月 25 日（水）	合格者本人あて通知するほか、合格者等の受験番号を大阪市ホームページ（大阪市職員採用のご案内）にも掲載します。なお、不合格の通知は行いません。
	第 2 次試験	令和 9 年 1 月中旬 （試験区分 5 は令和 8 年 12 月下旬）	

5 合格から採用まで

- ① 合格者は、試験区分ごとに「採用候補者」として、成績順に「採用候補者名簿」に登載されます。
- ② 「採用候補者名簿」の順位に従って、「最終合格者」及び「補欠合格者」を決定します。
- ③ 「最終合格者」の採用辞退や、令和 9 年度途中の退職等で欠員が生じた場合には、「補欠合格者」の中から追加で採用を決定することがあります。
- ④ 令和 8 年 4 月 1 日現在の初任給（地域手当（給料月額の 16%）を含む。）は、技能労務職給料表適用として、226,084 円ですが、採用時には変更されることがあります。なお、経歴などがある方については、その経歴に応じて加算されることがあります。ただし、加算対象となる経歴は 18 歳に達した日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日以降のものに限ります。

（例）職歴が民間企業の正社員の場合

民間企業での 在籍年数	同種経歴 （初任給）	異種経歴 （初任給）
5 年	251,720 円	247,660 円
10 年	264,712 円	259,724 円
15 年	276,892 円	269,236 円

また、手当には、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当などがあります。詳細は、「単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例」や「単純な労務に雇用される職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則」等に定められています。

- ⑤ 受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を

取り消します。

- ⑥ 合格から採用までの間に、採用するにふさわしくない非違行為等があった場合は、採用しません。
- ⑦ 営利企業等への従事は原則として認められませんので、採用日までに退職していただく必要があります。
- ⑧ 日本国籍を有しない方で、採用日において、法令により永住が認められていない方は採用されません。

6 受験手続

大阪市ホームページ上の「行政オンラインシステム」

(<https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/portal/home>) から受験される試験区分を選択し、申し込んでください。

この要綱において、申込みは一つの試験区分に限ります。複数の試験区分を申込みことはできません。

また、同一の試験区分においても複数回申込みことはおやめください。なお、申込み後に試験区分等を変更することはできません。

【受付期間】	令和8年9月1日（火）午前9時から令和8年9月30日（水）午後5時まで
【受験票の交付】	令和8年10月16日（金）ごろ PDF ファイルでダウンロードできる状態になります。

- 障がい等により、車いすによる受験などを希望される場合は、受験申込み前に必ず各試験区分の採用担当所属までお問い合わせください。受験上の配慮については一定の条件があります。なお、受験申込み受付期間終了後は、配慮希望の申し出は受け付けられません。

※連絡が取れるメールアドレスをお持ちでない方や受験票を印刷できない方は、インターネットで申し込むことはできませんので、封筒の表に試験区分と「申込用紙希望」を朱書し、角形2号の返信用封筒（A4判のノートが入る大きさ・140円切手〔速達の場合は440円切手〕貼付・郵便番号とあて先及び試験区分明記）を同封し、9月16日（水）（必着）までに各試験区分の採用担当所属（10ページ参照）まで申込用紙を請求してください。

7 試験結果の開示

不合格の場合、試験結果の開示を希望する方は第1次試験当日に配付する「職員採用試験の結果について」により各試験の合格発表日（5ページ参照）から10日間以内（消印有効）に郵送で、受験された試験区分の採用担当所属（10ページ参照）まで請求してください。受験者本人に限り、順位及び総合得点等をお知らせします。

※対象者は、それぞれの試験ですべてを受験した方に限ります。

8 備考

- ① 集合時刻までに必ず着席してください。なお、集合時刻に遅れた場合は、原則として受験できません。当日は、時間に余裕をもって来場してください。また、当日の交通機関の遅延等に備え、代替経路等を事前に確認しておいてください。
- ② この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- ③ 合否結果については、受験者本人以外にはお知らせできません。
- ④ 受験に際して大阪市が収集した個人情報、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。
- ⑤ 大阪市が所管する施設は原則、敷地内禁煙又は屋内禁煙です。また、勤務時間中は禁煙です。

受験にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例の内容は、その一部を抜粋したのですが、心得た上で、受験申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

地方公務員法第16条（抜粋）

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

試験区分 7・8 に申し込む方へ

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に關する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第一百七十八条の二、第一百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑

法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

- 2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

この試験についての問い合わせは、

試験区分	問い合わせ先
1	中央卸売市場総務課 〒553-0005 大阪市福島区野田 1-1-86 業務管理棟 15 階 電話番号 (06) 6469-7910 FAX 番号 (06) 6469-7979
2	健康局総務部総務課 〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20 市役所 2 階 電話番号 (06) 6208-9922 FAX 番号 (06) 6202-6967
3・4	環境局総務部職員課 〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋 1-5-1 あべのルシアス 13 階 電話番号 (06) 6630-3162 FAX 番号 (06) 6630-3580
5	建設局総務部職員課 〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATC ビル ITM 棟 6 階 電話番号 (06) 6615-6444 FAX 番号 (06) 6615-6575
6	大阪港湾局総務部総務課 〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATC ビル ITM 棟 10 階 電話番号 (06) 6615-7707 FAX 番号 (06) 6615-7719
7・8	教育委員会事務局教務部教職員人事担当 〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20 市役所 3 階 電話番号 (06) 6208-9121 FAX 番号 (06) 6202-7053

※試験に関するお知らせをインターネットに随時掲載しますので、必ずご確認ください。

・採用試験に関する情報、合格者の受験番号などを大阪市ホームページ（職員等採用）でご覧いただけます。
[https:// www.city.osaka.lg.jp/shisei/category/3057-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html](https://www.city.osaka.lg.jp/shisei/category/3057-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html)

《大阪市職員採用試験の受験申込にあたって》

大阪市職員採用試験は、皆さんの受験申込によって試験の準備が進められます。申込みをした方は受験してくださるようお願いします。